

入学資格について

以下のいずれかに該当する方に認められます。

- 1 高等学校もしくは中等教育学校を卒業した者
- 2 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- 3 外国において学校教育における12年の課程を修了した者またはこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- 4 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を終了した者
- 5 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であること、その他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者
- 6 文部科学大臣の指定した者
- 7 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度試験に合格した者
(旧規定による大学入学資格検定に合格した者を含む。)
- 8 学校教育法第90条第2項の規定により大学に入学したものであって、本学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認められた者
- 9 本学において高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達した者